

要保護準要保護就学援助費事務処理要領の新旧対照表

改正後					現 行				
3 支給対象費目、支給対象者及び支給上限額					3 支給対象費目、支給対象者及び支給上限額				
費目	要	準	内 容	上限額（年額）	費目	要	準	内 容	上限額（年額）
学用品費		○	児童生徒の所持に係る物品で、各教科及び特別活動の学習に必要とされる学用品（鉛筆、ノート、絵の具、学習用紙等）の購入に係る経費。部活動、自主的な学習において使用する物品は対象外とする。	小学校 11,630 円 中学校 22,730 円	学用品費		○	児童生徒の所持に係る物品で、各教科及び特別活動の学習に必要とされる学用品（鉛筆、ノート、絵の具、学習用紙等）の購入に係る経費。部活動、自主的な学習において使用する物品は対象外とする。	小学校 11,630 円 中学校 22,730 円
通学用品費		○	児童生徒が通学のため通常必要とする通学用品（通学用靴、雨具、上履き、帽子、制服等）の購入に係る経費。 第1学年の児童生徒で新入学用品費が支給される者には支給しない。	小・中学校 2,270 円	通学用品費		○	児童生徒が通学のため通常必要とする通学用品（通学用靴、雨具、上履き、帽子、制服等）の購入に係る経費。 第1学年の児童生徒で新入学用品費が支給される者には支給しない。	小・中学校 2,270 円
新入学児童生徒学用品費		○	新たに入学する児童生徒が、入学にあたって通常必要とする学用品及び通学用	小学校 54,060 円 中学校 <u>63,000 円</u>	新入学児童生徒学用品費		○	新たに入学する児童生徒が、入学にあたって通常必要とする学用品及び通学用	小学校 54,060 円 中学校 <u>60,000 円</u>

		品の購入に係る経費。 入学前又は4月末日現在認定している新入学児童生徒に支給する。				品の購入に係る経費。 入学前又は4月末日現在認定している新入学児童生徒に支給する。		
修学旅行費	○	○	児童生徒が参加する修学旅行に直接必要な交通費、宿泊費、見学科並びに記念写真代、医薬品代、旅行傷害保険料、添乗員経費、保険料等	小学校 22,690 円 中学校 60,910 円	○	○	児童生徒が参加する修学旅行に直接必要な交通費、宿泊費、見学科並びに記念写真代、医薬品代、旅行傷害保険料、添乗員経費、保険料等	小学校 22,690 円 中学校 60,910 円
校外活動費 (宿泊を伴わないもの)		○	児童生徒が学校行事として実施される宿泊を伴わない校外活動に参加するために要する経費のうち、直接必要な交通費及び見学科	小学校 1,600 円 中学校 2,310 円		○	児童生徒が学校行事として実施される宿泊を伴わない校外活動に参加するために要する経費のうち、直接必要な交通費及び見学科	小学校 1,600 円 中学校 2,310 円
校外活動費 (宿泊を伴うもの)		○	児童生徒が学校行事として実施される宿泊を伴う校外活動(修学旅行を除く。)に参加するために要する経費のうち、直接必要な交通費、宿泊費及び見学科	小学校 3,690 円 中学校 6,210 円		○	児童生徒が学校行事として実施される宿泊を伴う校外活動(修学旅行を除く。)に参加するために要する経費のうち、直接必要な交通費、宿泊費及び見学科	小学校 3,690 円 中学校 6,210 円

卒業アルバム代等	○	小学校又は中学校を卒業する児童又は生徒に対して、通常製作する卒業アルバム及び卒業記念写真又はそれらの購入費	小学校 11,000 円 中学校 8,800 円	卒業アルバム代等	○	小学校又は中学校を卒業する児童又は生徒に対して、通常製作する卒業アルバム及び卒業記念写真又はそれらの購入費	小学校 11,000 円 中学校 8,800 円
オンライン学習通信費	○ ○	ICTを通じた教育が、校長若しくは教育委員会が正規の教材として指定するもの又は正規の授業で使用する教材と同等と認められるものにより提供される場合のオンライン学習に必要な通信費（モバイルルーター等の通信機器の購入又はレンタルに係る費用を含む。）	小・中学校 14,000 円	オンライン学習通信費	○ ○	ICTを通じた教育が、校長若しくは教育委員会が正規の教材として指定するもの又は正規の授業で使用する教材と同等と認められるものにより提供される場合のオンライン学習に必要な通信費（モバイルルーター等の通信機器の購入又はレンタルに係る費用を含む。）	小・中学校 14,000 円
学校給食費	○	学校給食の実施のために保護者から徴収する学校給食費。ただし、給食を停止した場合や休校等により給食費が還付される場合の学校給食費は支給対象外とする。	小学校 257 円×食数 中学校 321 円×食数	学校給食費	○	学校給食の実施のために保護者から徴収する学校給食費。ただし、給食を停止した場合や休校等により給食費が還付される場合の学校給食費は支給対象外とする。	小学校 257 円×食数 中学校 321 円×食数

医療費	○	<p>学校保健安全法施行令第8条で定められた病気の治療費のうち、本人負担分</p> <p>(1) トラホーム及び結膜炎</p> <p>(2) 白せん、かいせん及び膿痂疹</p> <p>(3) 中耳炎</p> <p>(4) 慢性副鼻腔炎及びアデノイド</p> <p>(5) う歯</p> <p>(6) 寄生虫病（虫卵保有を含む。）</p>	小・中学校 実費	医療費	○	<p>学校保健安全法施行令第8条で定められた病気の治療費のうち、本人負担分</p> <p>(1) トラホーム及び結膜炎</p> <p>(2) 白せん、かいせん及び膿痂疹</p> <p>(3) 中耳炎</p> <p>(4) 慢性副鼻腔炎及びアデノイド</p> <p>(5) う歯</p> <p>(6) 寄生虫病（虫卵保有を含む。）</p>	小・中学校 実費
<p><u>附 則</u></p> <p><u>この要領は、令和5年4月1日から施行する。</u></p>							